

## スキーークラブ会員規約

### (設立趣旨)

3M™ ダイノック™ フィルム製品およびその関連製品（以下、本製品という）とその施工に関し活発な情報交換を行い、スリーエム ジャパン株式会社及びその関連会社（以下、総称して3Mという）による本製品の改良・開発及び施工品質の向上を通じ、会員の皆様のお役に立つことを目指して活動してまいります。

（「関連会社」とは、スリーエム ジャパン株式会社により支配され、スリーエム ジャパン株式会社を支配し、またはスリーエム ジャパン株式会社と共通の支配に服する事業体をいう。「支配」とは、以下の権利が存在することを前提として、議決権付き株式、取締役選任権、またはこれらと同等の権利の50%以上、若しくは経営を管理する権原を直接間接に保有することをいう。）

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本クラブは、スキーークラブと称する。

### (事務局)

第2条 本クラブは、事務所（以下、クラブ事務局という）を東京都品川区北品川6-7-29 スリーエム ジャパン株式会社内に置き、その運営を行う。

### (目的)

第3条 本クラブは、スリーエム ジャパン株式会社と第5条で定義するクラブメンバーである本製品の施工者、および施工管理者との間および施工者間の意見交換等を通じ、製品の品質及び施工者による施工品質の向上を目的とする。

### (活動内容)

第4条 本クラブは、次の各号に定める活動を行う。

- 1) 本製品および本製品の施工方法、施工に用いる副資材・機材等に関する評価、要改善等の要望を主なテーマとする意見交換
- 2) メールマガジン、スキーークラブ会員 Web サイト、及びオンラインセミナー等により、活動報告、活動計画、新製品情報、本製品の施工方法、関連法令等の情報提供
- 3) アンケート等への積極的な回答により、本製品の市場浸透状況、市場における評価等の情報共有
- 4) その他第3条に定める本クラブの目的を達成または実現するためにクラブ事務局が必要と考える活動

## 第2章 クラブメンバー

### (会員)

第5条 本クラブのメンバー（以下、クラブメンバーという）は、本クラブの設立趣旨及び目的に賛同して、本規約に同意の上、入会の意思を表明した本製品の施工者または施工管理者の個人とする。

### (入会)

第6条 クラブメンバーとして入会しようとする者は、クラブ事務局が指定する情報（氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス等）と共に入会申込の意思をクラブ事務局に対して通知し、クラブ事務局の承認を得るものとする。

### (会員資格)

第7条 クラブ事務局で承認を得られた本製品の施工者または施工管理者の個人が会員資格を有するものとする。

### (クラブメンバーの氏名及び名称等の変更)

第8条 クラブメンバーは、本クラブに入会する際にクラブ事務局に登録した氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更があったときには、速やかにその旨をクラブ事務局に通知しなければならない。当該変更通知が行われなかったため、本クラブからクラブメンバーへの通知、連絡等に遅延または不達が生じた場合、本クラブはその責を負わないものとする。

### (クラブメンバー資格の喪失)

第9条 クラブメンバーは、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その資格を喪失する。

- 1) クラブメンバーが自らまたは第三者をして退会の意思を事務局に通知した場合
- 2) クラブメンバー本人が死亡した場合
- 3) 本規約違反によりクラブメンバーがメンバー資格を解除された場合
- 4) 本クラブが解散・消滅した場合

### (退会)

第10条 クラブメンバーは、退会の意思をクラブ事務局に通知することにより、いつでも任意に退会することができる。

(クラブメンバー資格の停止・解除)

第11条 クラブ事務局は、クラブメンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該クラブメンバーに対し事前に通知及び勧告することなく、当該クラブメンバーの資格を停止または解除することができる。

- 1) 国内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- 2) 3M並びに、他のクラブメンバーの権利を侵害した場合、またはその恐れのある行為をした場合
- 3) 本クラブ、3M、他のクラブメンバーを誹謗中傷する行為を行った場合
- 4) 入会申込時に虚偽の事項を申請したことが判明した場合
- 5) 本クラブ、3Mまたは他のクラブメンバーの名誉または信用を失墜させる行為があった場合
- 6) 本クラブの会員証を不正に使用した場合
- 7) 本規約に違反した場合
- 8) その他、クラブ事務局がクラブメンバーとして不適当であると判断した場合

(会員証の発行)

第12条 クラブ事務局は、クラブメンバーに対し、会員証1枚を発行する。

2. クラブメンバーは、会員証及びクラブメンバーの権利を自己以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等することができない。

### 第3章 情報管理

(個人情報の保護)

第13条 クラブメンバーは、他のクラブメンバーの個人情報(住所、氏名、写真、電話番号、電子メールアドレス等)の取扱いに十分注意し、クラブメンバー以外の当該個人情報を第三者に公表、開示、漏洩または譲渡してはならないものとする。但し、クラブ事務局が提供するサービス等に含まれる個人情報であって、クラブメンバーがそのサービス等を利用する意思を示した場合、かかるサービスに含まれる個人情報についてはこの限りではない。

2. クラブメンバーは、本クラブへの入会にあたり、次の各号に定める事項について了承するものとする。
  - 1) 3Mが3Mの個人情報保護方針 ([https://www.3mcompany.jp/3M/ja\\_JP/company-jp/handle-personal-information/](https://www.3mcompany.jp/3M/ja_JP/company-jp/handle-personal-information/)) に従いクラブメンバーの個人情報を収集し、管理し、利用すること。
  - 2) 3Mが本クラブに関連して紹介する第三者のサービスをクラブメンバーが自らの選択により利用する場合であって、かかるサービスにおいてクラブメンバーの資格の有無が確認される場合(例えば、クラブメンバーの資格を有することにより専用のアクセス権が付与される場合、その他特典等が付与される場合が挙げられるが、これらに限定されない)、当該第三者と3Mとの間でクラブメンバーの資格を確認するために、クラブメンバーの個人情報のうち次の事項が照合されること。
    - a. 姓名
    - b. メールアドレス
    - c. 所属企業名

(法令遵守)

第14条 クラブ事務局は、本クラブが保有するクラブメンバーの個人情報に関して適用される法規を遵守し、3Mの個人情報保護方針 ([https://www.3mcompany.jp/3M/ja\\_JP/company-jp/handle-personal-information/](https://www.3mcompany.jp/3M/ja_JP/company-jp/handle-personal-information/)) に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

(知的財産)

第15条 本クラブの活動において3Mが発信するすべての情報にかかる著作権その他の知的財産権は3Mに帰属するものとする。クラブメンバーは、3Mの認める範囲で開示および使用できるものとする。

2. 本クラブの活動においてクラブメンバーが発信する情報は公知のものに限るものとし、当該情報にかかる著作権は3Mに帰属するものとする。この場合において3Mは、クラブメンバーに対し、当該クラブメンバーによる事業活動において本製品の施工支援のための助言、推奨等を行う目的に限り、当該情報の利用を無償で許諾するものとする。

(情報の開示の禁止)

第16条 クラブメンバーは、本クラブにおいて3Mが発信する情報(公知の情報を除く)を3Mと同業の化粧フィルムメーカーおよびその関連会社・販売会社を含む第三者へ公表、開示、漏洩してはならない。ただし本条の規定は、クラブメンバーが本製品の施工支援のため助言、推奨等を行うことを禁止するものではない。

## 第4章 損害賠償

### (損害賠償)

第17条 クラブメンバーは、自らが本規約に違反し、またはそれに類する自らの行為によって本クラブ、3M または他のクラブメンバーが損害を受けた場合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。

### (免責)

第18条 本クラブおよび 3M は、クラブメンバーに対する情報やサービスの提供、提供の遅延または提供の中断等に起因または関連するクラブメンバーの損害に対し、いかなる場合においても賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

### (残存条項)

第19条 クラブメンバーは、本クラブを退会した場合もしくは本クラブの会員資格が停止または解除された場合であっても、第 19 条および第 21 条乃至第 24 条に定める義務を引き続き負うものとする。

## 第5章 その他

### (規約の追加)

第20条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次クラブ事務局が定めるものとする。

### (規約の変更)

第21条 本規約に定められた事項で、変更が必要と判断される事項については、順次クラブ事務局が変更するものとする。

### 附則

本規約は 2013 年 12 月 27 日より実施する。

発行：2013 年 12 月 27 日

最終改定：2023 年 7 月 1 日